

平成26年度第1回新居浜市放置自動車廃物判定委員会議事録

1. 日 時 平成26年8月28日(木) 14:00～14:20
2. 場 所 市役所2階 21会議室
3. 出席者 委 員 : 横井俊幸委員、鎌田慶宣委員、室岡学委員
伊藤謙司委員、酒井築郎委員、明石貴美子委員
事 務 局 : 横川環境部長、本田ごみ減量課長、中西副課長、神田係長
都市計画課 : 牧谷技幹、川又係長、大西主事
スポーツ文化課 : 近藤副課長、林主事

議 事

1 委員長、副委員長の選任

委員の互選により、委員長は横井俊幸委員、副委員長は鎌田慶宣委員に決定した。

2 廃物判定について

「新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」第15条第2項に基づき、平成26年8月1日に市長が廃物と判断し、平成26年8月5日、同条第3項に基づき告示をし、同条例施行規則第11条第2項の規定により廃物認定となった2台の放置車両について、廃物認定にいたる経過説明を行った。
全会一致で、廃物認定に至る経過を承認した。

3 放置車両の現況

事務局より、条例施行後の市内放置車両の状況は、319台の放置車両について、撤去指導等による自主撤去196台、市での撤去122台、合計318台が撤去となり、残り1台が調査・指導中の状態となっている現況等を説明。

4 その他

(質問) 廃物認定の報告があった放置二輪は、ナンバーがついていたのであれば、所有者をもっと調べることができるのではないのか。住民票の異動はどうなっているのか。

(担当課) 住民票は新居浜市政枝町のままで異動していません。本人は住民票の住所地にいないので調べることは難しいです。

(意見) 所有者の行方を十分調査したうえで、廃物認定をするようにしてほしい。

【結論】

○審議の結果、全会一致で廃物認定の経過報告を承認する。

○次回の委員会は、平成26年11月開催予定である。